

## 防長苑 宿泊約款

### (適用範囲)

- 第1条 当保養施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、山口県市町村職員共済組合保健・保養施設利用規程及び関係法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2 当保養施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

### (宿泊契約の申込み)

- 第2条 当保養施設に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当保養施設に申し出ていただきます。
- (1) 宿泊する代表者の氏名、住所、連絡先の電話番号
  - (2) 宿泊日、人数、性別、年齢区分(大人、小学生、乳幼児)
  - (3) 宿泊料金等(別表第1に定める宿泊料金等)
  - (4) その他当保養施設が必要と認める事項
- 2 宿泊客が、宿泊中に前項(2)の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当保養施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

### (宿泊契約の成立等)

- 第3条 宿泊契約は、当保養施設が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当保養施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2 当保養施設が必要と認める場合には、当保養施設が定める予約金を当保養施設が指定する日までに、お支払いいただくことがあります。
- 3 宿泊契約の所有権は、申込者と当保養施設に帰属し、当保養施設の承諾なしに宿泊契約の所有権を第三者へ譲渡する場合は、その効力は生じないものとします。

### (宿泊契約締結の拒否)

- 第4条 当保養施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき
  - (2) 満室により客室の余裕がないとき
  - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
  - (4) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき
  - (5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
  - (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき
  - (7) 宿泊しようとする者が、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき
  - (8) 山口県旅館業に係る営業施設の設置基準等を定める条例第6条の規定する場合に該当するとき

### (宿泊客の契約解除権)

- 第5条 宿泊客は、当保養施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2 当保養施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。
- 3 当保養施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着時刻が午後6時以降にされている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊

客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当保養施設の契約解除権)

第6条 当保養施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき
  - (2) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき
  - (3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
  - (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき
  - (5) 山口県旅館業に係る営業施設の設置基準等を定める条例第6条の規定する場合に該当するとき
  - (6) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当保養施設が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき
- 2 当保養施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第7条 宿泊客は、宿泊日当日、当保養施設のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、住所、電話番号、性別及び勤務先
  - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
  - (3) 出発日及び出発予定時刻
  - (4) その他当保養施設が必要と認める事項
- 2 宿泊客が第11条の料金の支払いを宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第8条 宿泊客が当保養施設の客室を使用できる時間は、午後4時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

- 2 当保養施設は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には別途利用料金を申し受けます。

(利用規則の遵守)

第9条 宿泊客は、当保養施設内においては、当保養施設が定めて施設内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第10条 当保養施設の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備え付けパンフレット、各所の掲示、客室内のインフォメーション等でご案内いたします。

- (1) フロントサービス時間 7:00～22:00
  - (2) 飲食等(施設)サービス時間 7:30～9:00 11:30～21:30
  - (3) 玄関及びその他出入口は、防犯上24:00には施錠いたします。
- 2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第11条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

- 2 前項の宿泊料金等の支払いは、日本国の通貨又は当保養施設が認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当保養施設が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
- 3 当保養施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

#### (当保養施設の責任)

- 第12条 当保養施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償いたします。ただし、それが当保養施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
- 2 当保養施設は、消防機関から防火対象物定期点検報告制度に基づく認定証等を受領しておりますが、万一の火災等に対処するため施設賠償責任保険に加入しております。

#### (契約した客室の提供ができないときの取扱い)

- 第13条 当保養施設は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
- 2 当保養施設は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当保養施設の責めに帰すべき事由がないときは補償料を支払いません。

#### (寄託物等の取扱い)

- 第14条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当保養施設は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当保養施設がその種類及び価格の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当保養施設は15万円を限度としてその損害を賠償します。
- 2 宿泊客が、当保養施設内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当保養施設の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当保養施設は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価格の明告のなかったものについては、5万円を限度として当保養施設はその損害を賠償します。

#### (宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

- 第15条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当保養施設に到着した場合は、その到着前に当保養施設が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡します。
- 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当保養施設に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当保養施設は、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
  - 3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当保養施設の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

#### (駐車場の責任)

- 第16条 宿泊客が当保養施設の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当保養施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当保養施設の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第17条 宿泊客の故意又は過失により当保養施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当保養施設に対し、その損害を賠償していただきます。

附 則

この約款は、平成19年1月1日から施行する。

別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第11条第1項関係)

宿泊客が支払うべき総額	区 分	内 訳
	宿泊料金	①室料、室料+朝食料、又は室料+朝・夕食料 ②奉仕料(①×10%) * 一部奉仕料込み
	追加料金	③追加飲食及びその他の利用料金 ④奉仕料(③×10%) * 一部奉仕料込み
	税 金	消費税、入湯税

※備考

1. 小人の室料は大人の6割相当額とし、小学生以下に適用します。
2. 乳幼児は寝具を提供した場合のみ室料をいただきます。

別表第2 違約金(第5条第2項関係)

契 約 申込人数	契約解除の通知を受けた日			
	不泊	当日	前日	2~5日前
14名 まで	100%	50%	20%	無料
15名 以上	100%	50%	20%	10%

※備考

1. %は、宿泊料金(奉仕料を除く。)に対する違約金の比率です。
2. 年末年始(大晦日及び正月三が日)に限り、12月25日までに契約解除の通知を受けた場合は無料とし、以降、前日までは20%、当日は50%、不泊は100%とします。
3. 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる。)にあたる人数については、違約金はいただきません。